

特例金利に反対し、直ちに金利の引き下げを求める会長声明

平成18年9月29日

徳島県司法書士会

会長 高藤 敬 堯

声 明 の 趣 旨

1. 出資法の上限金利の引き下げにあたっては、短期・小口・事業者用融資等、いかなる特例措置の導入にも反対する。
2. 法改正後の引き下げ金利について、経過期間の設置に反対する。
3. 実質的な利上げにつながる利息制限法の金利区分の変更に反対する。

声 明 の 理 由

今回の法改正の目的は、最高裁判所が貸金業規制法第43条（グレーゾーン金利）の適用を否定し、利息制限法による債務者救済を図る判決を相次いで示したことを踏まえ、深刻な多重債務問題を解決するために行うものである。このことは、自由民主党、公明党の「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」や、金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」で確認されてきた。

また、高金利引き下げを求める署名は300万人を超え、39都道府県880を超える市区町村議会が高金利引き下げの意見書を採択している。

こうした状況の中で、長期にわたって「グレーゾーン金利」を存続させ、利息制限法の制限を超える「特例高金利」を新たに導入し、さらに実質的な金利引き上げにつながる利息制限法の金額区分を変更することは、同懇談会の意見を無視するものであるとともに、高金利の引き下げを求める国民の声に逆行するものであり、甚だ遺憾である。

当会は、国会に対して、「少額・短期特例」「事業者向け特例」を設けないこと、また、経過期間を設けず直ちに金利を引き下げること、および実質的な金利引き上げにつながる利息制限法の金額区分を変更しないこと、を強く要請する。